

協会けんぽ



令和5年12月
第175号
全国健康保険協会
栃木支部



療養費支給申請の際は…

申請書と添付書類を必ずセットでご提出をお願いいたします



保険証を提示できず、自費で診療を受けた場合やコルセットなどの治療用装具を医師の指示で作成し装着した場合などは、かかった医療費の全額を一時的に立替払いしたあとで療養費として請求し、一部払い戻しを受けることができます。

最近、記入誤りや添付書類もれ等で、申請書をお返りするケースが増えていますので、スムーズなお支払いをするために、特にご注意いただきたい点をお伝えいたします。

ポイント① 申請書を必ずご記入ください。添付書類のみでの申請はできません。

添付書類

- ・領収書(原本)
- ・診療明細書(原本)



※添付書類は立替払で申請する場合のものです。

ポイント② 受診者氏名(治療用装具申請の場合は装具作成対象者)及び傷病の原因を必ずご記入ください。

通勤途中、業務内容に起因する傷病の場合は、労災に該当する可能性がありますので、お近くの労働基準監督署にご確認ください。(労災に該当しないと回答があった場合は協会けんぽにご連絡ください。)

被扶養者のお子様が授業中や部活中にけがをした場合は「1. 仕事以外での傷病」をご記入ください。

※掲載している申請書は立替払で申請する場合のものです。

事業主様・ご担当者様へお願い

上記の提出時注意点について従業員様に周知広報いただきますようお願いいたします。提出の際の添付書類や制度の詳細は協会けんぽのホームページをご確認ください。



お問い合わせ先：業務グループ 028-616-1693

知って得する！上手な医療のかかり方 ～時間外受診はできるだけ控えましょう～

休日や診療時間外に
病院を受診すると料金が
高くなるって知ってる？



知らなかった！
緊急性のない軽い症状のときは、
なるべく平日の診療時間内に
受診したほうがいいんだね。



本来、夜間や休日の診療は、急な病気やケガなど、緊急性の高い患者の方を対応する時間帯です。急病等で緊急に治療が必要でない場合には、夜間や休日を避け、平日の診療時間内に受診をしましょう。

■時間外に受診をした場合…下図の時間外加算がかかります。

()内は6歳未満

	条 件	初診時	再診時
時間外加算	医療機関ごとの診療時間外の時間	850円 (2,000円)	650円 (1,350円)
休日加算	日曜日・祝日・年末年始	2,500円 (3,650円)	1,900円 (2,600円)
深夜加算	22時から6時	4,800円 (6,950円)	4,200円 (5,900円)
夜間・早朝等加算 (診療所のみ)	・平日は、夜間18時～22時／早朝6時～8時 ・土曜日は、12時～22時／早朝6時～8時 ・日曜、祝日は、6時～22時	500円 (500円) ※診療時間内でも加算	

▶ 加算には「時間外加算」「休日加算」「深夜加算」がありますが、早朝や夜間に開業している診療所では、診療時間内であっても「夜間・早朝等加算」が別途プラスされる場合があります。

▶ 6歳未満のこどもが受診した場合の加算額は、大人よりもさらに高額になります。

※実際のお支払い額は自己負担割合によって変わります。

医療機関の受診を迷ったときは・・・

夜間や休日の急な発熱など、お子様の急な症状にどのように対処したら良いのか迷った場合は、「こども医療電話相談」(#8000)をご活用ください。全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることにより、小児科医師・看護師から適切な対処方法や受診する病院等についてアドバイスを受けることができます。

※緊急、重症な場合は、迷わず119番をご利用ください。



 **全国健康保険協会 栃木支部**
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

☎ 028-616-1691 (代表)

受付時間：平日8:30～17:15

(土日祝・年末年始を除く)

協会けんぽ栃木支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

『**栃の葉ヘルシーメール**』
にご登録ください!!

毎月配信
登録無料

協会けんぽ栃木支部は、メールマガジンを活用した皆さまの健康づくりに取り組んでいます。

健康保険に関する情報や日々健康に過ごすためのお役立ち情報などをメールでお届けします。どなたでもご利用いただけますので、この機会にご活用ください。

右の二次元コードを読み取ってご登録ください

